資料No．８

区連会５月定例会資料
令和７年５月20日
栄区福祉保健課

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について（依頼）

１　趣旨

令和７年12月１日を委嘱日として、民生委員・児童委員（以下「民生委員」といいます。）及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。令和７年２月の区連会定例会にてご報告させていただきました民生委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、推薦事務手続に係る説明会を開催しますので、御参加をお願いします。

２　お願いしたいこと

【区　連　長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連長あて資料を送付します。
主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】自治会町内会の会長あて資料を送付します。
民生委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

３　依頼事項（資料１～５）

（１）現委員の意向を確認して候補者選出

→（退任の場合）新たな方を候補者として選出
→（再任の場合）推薦準備会の省略が可能

作成書類：①候補者履歴書（本人記入）

ア　推薦する民生委員を（資料５）対照表（民生委員と自治会町内会）で確認。

イ　現委員に、令和７年12月１日以降の再任または退任（定年を含む）のいずれかの意向を確認。（再任の場合、「年齢要件の特例」が新設されています（裏面４の（２）参照））

ウ　現委員が退任意向の場合は、新たな候補者を選出（欠員地区含む）。

（２）推薦準備会の設置・開催（６～８月）

【民生委員】自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、５～10人以内の推薦人の選任を行い、**「地区推薦準備会」**を開催。

【主任児童委員】地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、５～10人以内の推薦人の選任を行い、**「連合地区推薦準備会」**を開催。

ア「推薦準備会」において、推薦する候補者について協議（推薦人の過半数の出席が必要）。

作成書類：②会議録　③推薦人選出報告書

イ　候補者が再任の方のみの場合、「推薦準備会」開催の省略が可能（**裏面**の４(1)参照）
※複数候補者を選出する場合、推薦準備会が省略可能なのは、全ての方が再任の場合のみ

作成書類：④再任確認書（推薦準備会開催を省略した場合）

（３）推薦書類の提出

ア　以下の書類を御提出ください。
【A 推薦準備会を開催した場合】①候補者履歴書　②会議録　③推薦人選出報告書
【B 推薦準備会を省略した場合】①候補者履歴書　④再任確認書

イ　同封の返信用封筒で郵送ご提出ください。

締め切り：令和7年8月22日（金）必着　　**提出先：栄区福祉保健課**

裏面あり

4　推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

（１）地区で推薦準備会を省略できる場合【負担軽減・活動支援策】

令和７年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することが可能（設置も可能）となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記３つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

① 全候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で健康で本人に意欲があり活動に支障がない

② 自治会町内会等（連合地区自治会町内会等）の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している

③ 地区民児協の代表が現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意している

（２）候補者の資格要件（適任者、年齢要件、居住要件）の確認（資料４参照）

【年齢要件の特例について】

民生委員については、令和７年 12 月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、１期（３年間）のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができます。（条件あり）

【条件】下記３つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

① 健康で本人に意欲があり活動に支障がない

② 自治会町内会の代表（会長）の同意がある

③ 地区民児協の代表（会長）の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

（３）新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

（４）推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（連合地区町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

5　推薦事務に係る説明会

次のとおり、自治会町内会長向けに、推薦事務に係る説明会を実施します。

参加を希望される場合は、福祉保健課までお申し込みください。

推薦準備会の省略が可能な場合があるなど、前回の改選時から変更となった部分がありますので、なるべく多くの関係者の皆様の御参加をお願い致します。

栄区　民生委員・児童委員の一斉改選に向けた推薦事務に係る説明会

（１）日時・場所（第１・２回は同内容）

【第１回】令和７年６月21日（土）16:00～17:00　栄区役所新館４階８・９会議室

【第２回】令和７年６月25日（水）19:00～20:00　栄区役所新館４階８・９会議室

（２）申込方法（次のいずれかの方法で、参加希望回の前日までにお申し込みください。）

① 電話　申込先：栄区福祉保健課 TEL：045-894-6963（平日 9:00～17:00）

② 横浜市電子申請システム　栄区　民生委員　検索　※栄区民生委員のページにリンクがあります

電子申請システム申込ページ

２次元コードでのお申し込みはこちら

（３）内容　（※は前回改選時からの変更点）

・民生委員の役割と活動の紹介

・資格要件と推薦手続き（※年齢要件の特例について）

・推薦準備会について（※推薦準備会を省略できる場合について）

・推薦書類の作成方法　等

６ チラシのご活用について（資料６）【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介するチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和７年１月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

※自治会町内会長等宛に各 10 枚お送りします。

７ バトンタッチサポーター（仮称）について（資料７）【負担軽減・活動支援策】

令和７年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

８　さかえ民児協だより（一斉改選特別号）について（資料８）

一斉改選に向けた広報用に、「さかえ民児協だより（一斉改選特別号)」を作成しましたので、**班回覧**をお願いいたします。

９　探してください！～民生委員・児童委員～ リーフレット（資料９）

候補者探しに携わる方向けのリーフレットです。ご参照ください。

10　スケジュール

	自治会･町内会、連合町内会等	横浜市/栄区
６月	《民生委員》地区単位　《主任児童委員》連合単位 ・現委員の意向確認 ・候補者の選出 ・推薦準備会の開催 ・推薦書類の作成・提出 A ①候補者履歴書 ②会議録 ③推薦人選出報告書 B ①候補者履歴書 ④再任確認書 **８月 22 日 提出締め切り**	推薦事務に係る説明会 6/21（土)、6/25（水）
７月		必要に応じて各地区に委員選出の調整、民生委員･児童委員活動の広報等
８月		福祉保健課で受理
10 月		市推薦会、市審査会
11 月		厚生労働大臣へ推薦
12 月		委嘱状伝達式 12/1

11　依頼文の内容

（１）自治会町内会長あて ※区連会資料の依頼文のうち民生委員の推薦部分を抜粋

（２）連合町内会長あて　※区連会資料の依頼文のうち主任児童委員の推薦部分を抜粋

【依頼文の添付資料】

（資料１）令和７年民生委員・児童委員、主任児童委員　推薦関係日程
（資料２）民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
（資料３）民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
（資料４）横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
（資料５）対照表（民生委員と自治会町内会）
（資料６）「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ
（資料７）バトンタッチサポーター（仮称）制度について
（資料８）さかえ民児協だより（一斉改選特別号）**※班回覧**
（資料９）探してください！～民生委員・児童委員～　リーフレット
（様式等）様式等関係資料 ※区連会資料への添付は省略
（推薦事務に係るマニュアル）推薦事務のポイント ※区連会資料への添付は省略

【担当】栄区福祉保健課運営企画係　加藤・小池・伊皆
電話：894-6963　FAX：895-1759
E メール：sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

資料1

令和７（2025）年　民生委員･児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和７（2025）年１２月１日付け委嘱者
		①民生委員･児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期･･･令和７（2025）年１２月　１日から 令和10（2028）年１１月３０日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合･地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月１日付け委嘱

資料2

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図

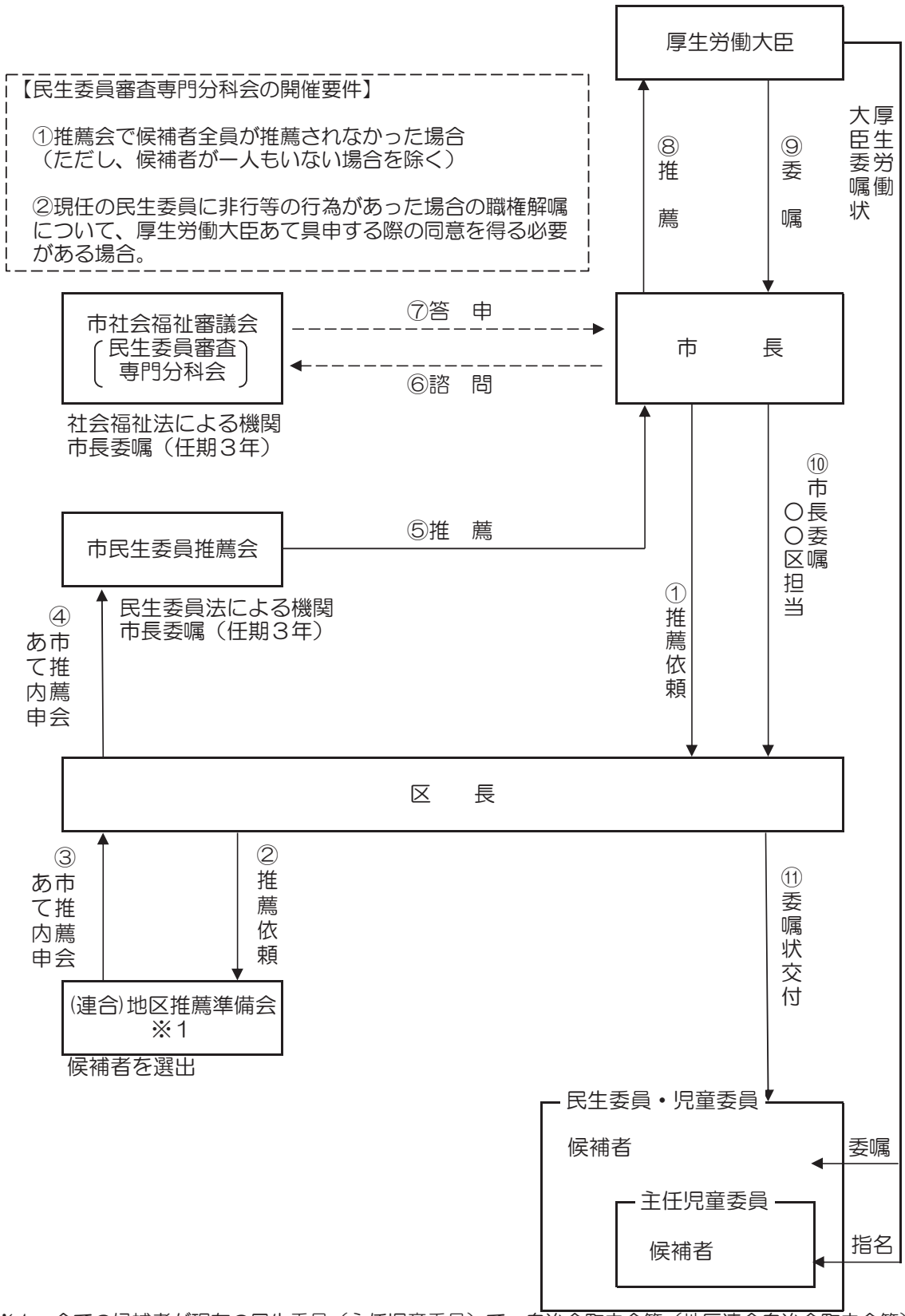

※1　全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

資料３

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。
地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。

○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。

○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

資料３

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年２回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,000 円　（令和７年度の栄区の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

また、栄区民生委員児童委員協議会は、会員相互の互助と親睦を図るため互助会を組織しています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額(円)	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費（市社協）	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
栄区社会福祉協議会会費（区社協）	1,000	区社会福祉協議会会費（主に区社協の法人運営、区社協事業費）に充当
栄区民生委員児童委員協議会互助会費	500	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）に充当
会費　計	**9,000**	

資料４

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

<table>
<tr><th></th><th>民生委員・児童委員</th><th>主任児童委員</th></tr>
<tr><td>１．資格要件
①適任者</td><td colspan="2">18 歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。
・ 民生委員･児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方
・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方
・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</td></tr>
<tr><td>②年齢要件
（基準日）
令和７（2025）年
４月１日</td><td>◆新任　　６８歳までの方
（昭和 31 年４月２日以降出生）
※選出が困難な場合に限り、74 歳（昭和 25 年４月２日以降出生）までの方とすることが可能です。

◆現任･元職　　７４歳までの方
（昭和 25 年４月２日以降出生）
※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期（3 年間）のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができます。（条件あり）
【条件】
下記３つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。
①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
②自治会町内会の代表（会長）の同意がある
③地区民児協の代表（会長）の同意がある
※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</td><td>◆新任　　５４歳までの方
（昭和 45 年４月２日以降出生）
※選出が困難な場合に限り、58 歳（昭和 41 年４月２日以降出生）までの方とすることが可能です。

◆現任･元職　　６０歳までの方
（昭和 39 年４月２日以降出生）
※現任について、選出が困難な場合に限り、64 歳（昭和 35 年４月２日以降出生）までの方とすることが可能です。</td></tr>
<tr><td>③居住要件</td><td colspan="2">原則、担当地域内に居住する方</td></tr>
<tr><td>２．任期</td><td colspan="2">3年　令和 10 年(2028)年１１月３０日まで</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>３．推薦主体

①設置の単位

②構成

③構成員
（推薦人）</td><td>地区推薦準備会

主に自治会町内会を単位とします。

推薦人５～１０人

自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方
※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</td><td>連合地区推薦準備会

主に地区連合町内会を単位します。
（地区民児協を単位とします。）

推薦人５～１０人

地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方
※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">民生委員・児童委員、主任児童委員共通</td></tr>
<tr><td>４．地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</td><td colspan="2">令和７年 12 月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。
なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

開催までの準備
地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。
履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。
・推薦人の人選
推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。
・開催の案内
推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</td></tr>
</table>

開　催

①開催条件の確認
自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。
②会議の進行
会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。
③審議
主に次の点について審議します。
・適任者の要件を満たしているか。
・留意事項を確認しているか。
・年齢要件、居住要件を満たしているか。
・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。
④会議録の作成
「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式)」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。
(1)「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
(2)「地区・連合地区推薦準備会会議録」
(3)「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

対照表（民生委員と自治会町内会等）

資料5

民生委員の担当地区は、下記の表のとおり、複数の自治会町内会等にわたっている場合があります。また、1つの自治会町内会等から複数の民生委員を選出している場合もあります。

下記の表の備考欄の「◎」は、前回の令和4年度の一斉改選の際に、民生委員を選出し、書類を提出していただいた自治会町内会等です。（＝「主たる自治会町内会等」）

今回の「主たる自治会町内会等」は、関係する自治会町内会等で協議の上、お決めいただき、前回と変更となる場合は福祉保健課までご連絡をお願いします。

なお、推薦に係る必要書類は全て（主たる及び主たる以外）の自治会町内会等に同じものをお送りしています。

豊田地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
長沼第１	1	長沼町内会	
長沼第２	1	長沼町内会	◎
		かいがら坂ﾊｲﾂ自治会	
長沼第３	1	長沼町内会	
長沼第４	1	ｺｰﾌﾟ野村戸塚長沼自治会	
		長沼町内会	◎
飯島第１	1	飯島町内会	
飯島第２	1	飯島町内会	
飯島第３	1	飯島町内会	
飯島第５	1	飯島町内会	
飯島第７	1	飯島町内会	◎
		富士見台自治会	
飯島第４	1	飯島町内会	◎
		芙蓉台自治会	
飯島第６	1	飯島町内会	
		飯島ひかりが丘自治会	◎
飯島第８	1	百合ケ丘自治会	◎
		みどり野ハイツ自治会	
飯島第９	1	飯島町内会	
		ﾆｭｰｼﾃｨ本郷台ﾊﾟｰｸﾋﾙｽﾞ自治会	◎
ワンダースケープ	1	ワンダースケープ自治会	
エコヒルズ	1	エコヒルズ横浜自治会	
飯島団地Ａ	1	飯島団地自治会	
飯島団地Ｂ　★	1	飯島団地自治会	
飯島団地Ｃ	1	飯島団地自治会	
富士見台	1	富士見台自治会	◎
		栄リベラヒルズ自治会	
本郷台第１	1	本郷台自治会	
本郷台第２	1	本郷台自治会	
本郷台第３	1	本郷台自治会	
本郷台第４	1	本郷台自治会	
本郷台第５	1	本郷台自治会	
金井	1	金井町内会	
田谷南	1	田谷町内会	
田谷北	1	田谷町内会	
長尾台東部	1	長尾台町内会	
長尾台西部	1	田谷町内会	
		長尾台町内会	◎
主任児童委員	2	豊田連合町内会自治会	

定数　31

笠間地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
笠間第１	1	笠間通り町町内会	
笠間第２	1	笠間通り町町内会	
笠間第３	1	笠間通り町町内会	
		松ヶ丘町内会	◎
笠間第４	1	笠間上町町内会	◎
		笠間山王町内会	
笠間第５西	1	笠間余曾根町内会	
笠間第５東	1	ライブタウン大船自治会	◎
		笠間宮上町内会	
笠間第６	1	笠間町内会	
笠間第７	1	笠間中央町内会	
笠間第８	1	笠間田立町内会	
笠間第９	1	笠間田立町内会	
笠間第１０	1	笠間西南町内会	◎
		笠間福住町内会	
笠間第１１	1	第３大船ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ自治会	
笠間第１２	1	大船パークタウン自治会	◎
		第２大船ﾊﾟｰｸﾀｳﾝ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ１区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ２区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ３区	1	ガーデンアソシエ自治会	
ｶﾞｰﾃﾞﾝｱｿｼｴ４区	1	ガーデンアソシエ自治会	
主任児童委員	2	笠間連合町内会自治会	

定数　19

小菅ヶ谷地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
小菅ケ谷第１	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第２	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第３	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第５	1	小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷第４	1	小菅ケ谷五月会	◎
		小菅ケ谷町内会	
小菅ケ谷大坪	1	春日町内会	
		小菅ケ谷睦会町内会	◎
小菅ケ谷第１町内会Ａ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ｂ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ｃ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷第１町内会Ｄ	1	小菅ケ谷第一町内会	
小菅ケ谷西谷戸南	1	小菅ケ谷西谷戸町内会	
小菅ケ谷西谷戸北	1	小菅ケ谷西谷戸町内会	
小菅ケ谷西谷戸中	1	小菅ケ谷西谷戸町内会	
小菅ケ谷ランド	1	本郷台中央自治会	
東武本郷台	1	東武本郷台自治会	
小山台西	1	小山台町内会	
小山台東	1	小山台町内会	
市営小菅ケ谷住宅	1	市営小菅ケ谷住宅自治会	
住宅公団Ａ	1	本郷台駅前市街地住宅自治会	
住宅公団Ｂ	1	本郷台駅前市街地住宅自治会	
市営本郷台住宅	1	市営本郷台住宅自治会	
大船富士見台自治会	1	大船富士見台自治会	
市営小菅ケ谷第２住宅	1	市営小菅ケ谷第二住宅自治会	
主任児童委員	2	小菅ヶ谷連合町内会自治会	

定数　25

本郷中央地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
ｸﾞﾘｰﾝﾃﾗｽ本郷台 ●	1	ｸﾞﾘｰﾝﾃﾗｽ本郷台自治会	
公田第１	1	桂公田町会	
公田第２	1	桂公田町会	◎
		椎郷台町内会	
公田第３	1	桂公田町会	
公田第４	1	桂公田町会	
公田第５	1	桂公田町会	
コープ野村湘南本郷台	1	ｺｰﾌﾟ野村湘南本郷台自治会	
コープ野村本郷台	1	コープ野村本郷台自治会	
桂第１	1	桂公田町会	
桂第２	1	桂公田町会	
桂第３	1	桂公田町会	
桂第４	1	桂公田町会	
公田ハイツ	1	公田ハイツ自治会	
朝日平和台	1	朝日平和台自治会	
湘南ハイツ南	1	湘南ハイツ自治会	
湘南ハイツ中央	1	湘南ハイツ自治会	
湘南ハイツ北	1	湘南ハイツ自治会	
公田団地第１	1	公田町団地自治会	
公田団地第２	1	公田町団地自治会	
公田団地第３	1	公田町団地自治会	
公田団地第４	1	公田町団地自治会	
桂台第１	1	桂台自治会	
桂台第２	1	桂台自治会	
桂台第３	1	桂台自治会	
桂台団地	1	桂台団地自治会	
フローラ桂台	1	フローラ桂台自治会	
湘南桂台第１	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第２	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第３	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第４	1	湘南桂台自治会	
湘南桂台第５	1	湘南桂台自治会	
主任児童委員	2	本郷中央連合町内会自治会	

定数　33

※民生委員・児童委員→民生委員と表記
◎＝令和４年一斉改選時の主たる自治会町内等
★＝令和７年7月１日付の欠員見込み
●＝令和７年12月１日民生委員地区分割予定

栄区民生委員児童委員定数（令和7年12月1日予定）	164
推薦母体数	89

本郷第三地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
若竹第１	1	若竹町内会	
若竹第３	1	若竹町内会	
若竹第２	1	若竹山手町会	
		ラーバン港南台自治会	◎
元大橋第１	1	元大橋町内会	
元大橋第４	1	元大橋町内会	
元大橋第２	1	元大橋町内会	
元大橋第３	1	元大橋町内会	
鍛冶ヶ谷第１	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第２	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第３	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第４	1	鍛冶ヶ谷町内会	
鍛冶ヶ谷第５	1	鍛冶ヶ谷町内会	
ﾛｰﾚﾙｽｸｴｱ港南台 ★	1	ﾛｰﾚﾙｽｸｴｱ港南台**管理組合**	
中野町第１	1	中野町内会	
中野町第２	1	本郷富士見ケ丘自治会	◎
		中野町内会	
		桂台自治会	
中野町第３	1	中野町内会	
プリンスハイツ北	1	港南台ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ自治会	
プリンスハイツ南	1	港南台ﾌﾟﾘﾝｽﾊｲﾂ自治会	
主任児童委員	2	本郷第三連合町内会	

定数　20

上郷西地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
亀井町第１	1	亀井町自治会	
亀井町第２	1	亀井町自治会	
尾月第１	1	尾月自治会	
尾月第２	1	尾月自治会	
犬山町第１	1	犬山町会	
犬山町第２	1	犬山町会	
犬山町第３	1	犬山町会	
犬山町第４	1	犬山町会	
上之町第１	1	上之町内会	
上之町第２	1	上之町内会	
上之町第３	1	上之町内会	
野七里第１	1	上郷西ヶ谷ハイツ自治会	
野七里第３	1	上郷西ヶ谷ハイツ自治会	
野七里第２	1	上郷西ヶ谷団地自治会	
港南台ｺｰﾄﾊｳｽ	1	港南台ｺｰﾄﾊｳｽ自治会	
主任児童委員	2	上郷西連合町会	

定数　17

上郷東地区　民児協

民生委員の担当地区	推薦委員数	自治会町内会等	備考
上郷町第１Ａ ★	1	上郷町内会	
上郷町第１Ｂ ★	1	上郷町内会	
上郷町第２ ★	1	上郷町内会	
上郷町第３ ★	1	上郷町内会	
東上郷町第１Ａ ★	1	みどりが丘自治会	
東上郷町第１Ｂ	1	みどりが丘自治会	
東上郷町第２ ★	1	東上郷青葉ケ丘自治会	
東上郷町第３	1	上郷台共同住宅自治会	
庄戸第１	1	庄戸一丁目町会	
庄戸第２	1	庄戸二丁目町会	
庄戸第３	1	庄戸三丁目町会	
庄戸第４	1	庄戸四丁目町会	
庄戸第５	1	庄戸五丁目町会	
長倉町	1	長倉町自治会	
ネオポリス第１	1	上郷ネオポリス自治会	
ネオポリス第２	1	上郷ネオポリス自治会	
ネオポリス第３	1	上郷ネオポリス自治会	
主任児童委員	2	上郷東連合町会	

定数　19

【資料６】

＼やってみませんか？／

民生委員・児童委員

あなたならできる
あなただからできる

横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます

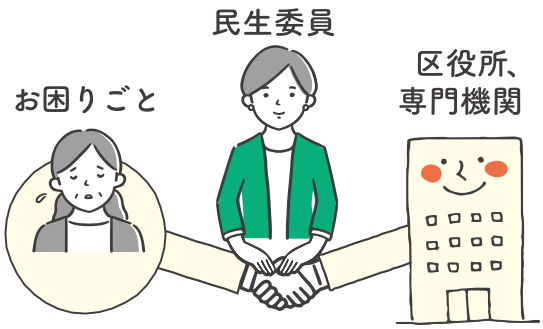

仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます

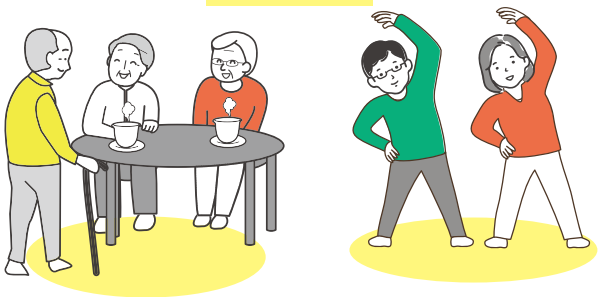

経験者が感じた 民生委員のやりがい・活動で得たもの

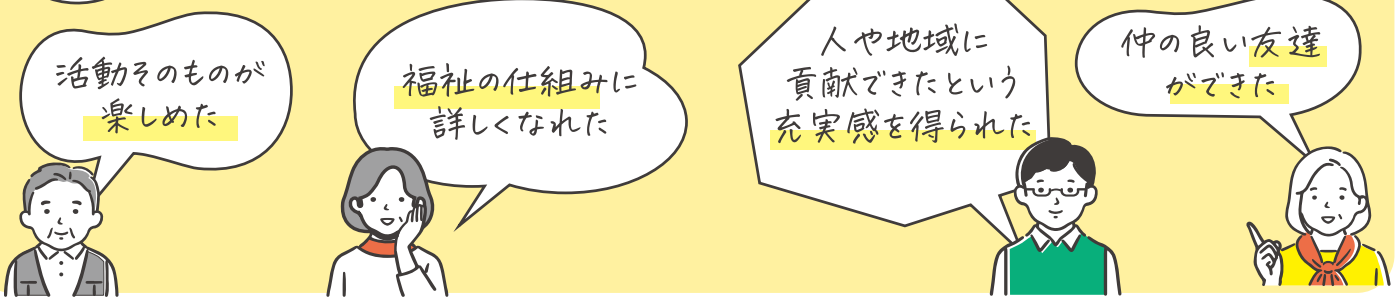

具体的にはこんな感じです

見守り　相談・情報提供　交流の場づくり　つなぎ役

ある1か月の活動例

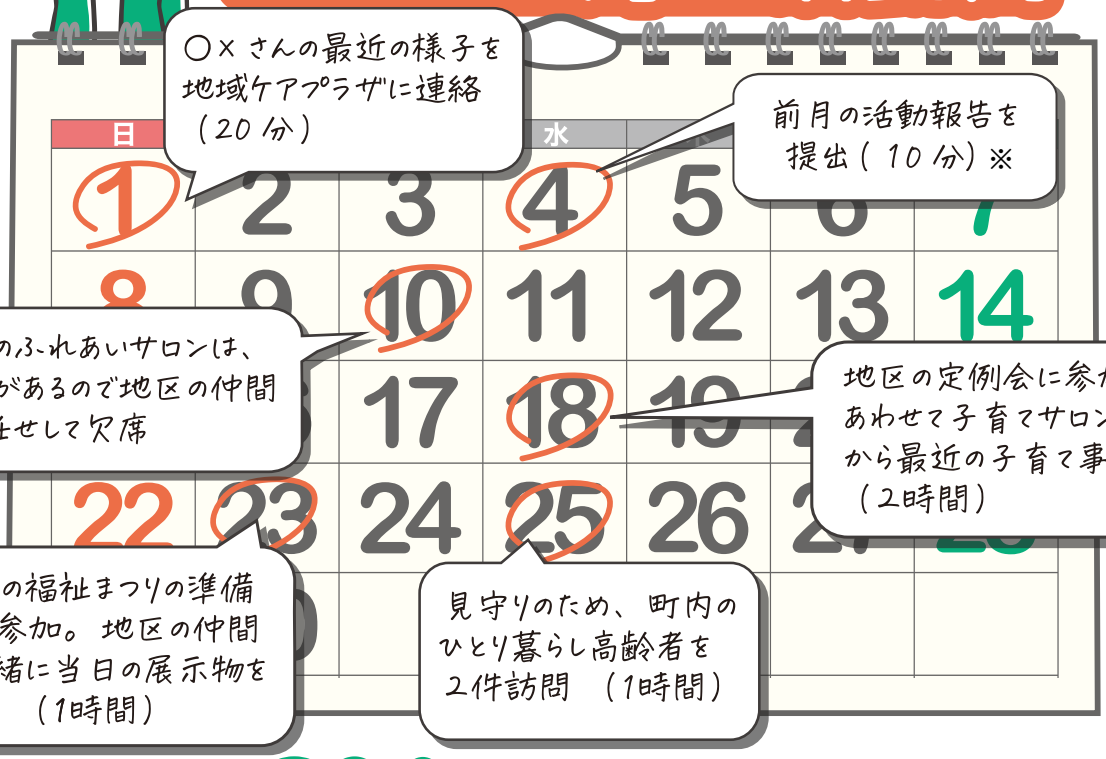

○×さんの最近の様子を地域ケアプラザに連絡（20分）

前月の活動報告を提出（10分）※

※栄区は活動報告をインターネットで提出できます

○○のふれあいサロンは、私用があるので地区の仲間にお任せして欠席

地区の定例会に参加。あわせて子育てサロン代表から最近の子育て事情を聞く（2時間）

来月の福祉まつりの準備会に参加。地区の仲間と一緒に当日の展示物をつくる（1時間）

見守りのため、町内のひとり暮らし高齢者を2件訪問（1時間）

Q&A よくあるご質問

Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。

A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。

Q. 仕事をしていますが、両立できますか？

A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。

Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。

A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。

Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？

A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。

Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？

A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、
または 栄区役所福祉保健課（TEL 045-894-6924）へご相談ください。

令和7年1月発行

資料 7

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和７年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12 月～３月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説　明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） 欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する助言 ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の同行（引継ぎ） ③関係機関との引継ぎ ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対するサポート ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の 12 月１日から翌年３月 31 日までの４か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和 10 年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

【資料８】

一斉改選
特 別 号　　さかえ民児協だより　　2025年5月15日発行

さかえ民児協だより

発行：栄区民生委員児童委員協議会　事務局：栄区桂町 303-19 栄区役所福祉保健課内
電話：894-6963　FAX：895-1759
発行責任者：本田 桂子

民生委員・児童委員、主任児童委員

一斉改選

2025年12月1日

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職（無報酬）の地方公務員です。
民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、そのうち、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当しています。
任期は3年（再任可）で、令和7年は一斉改選が行われます。

委員となるまで

地域（自治会町内会等）から、福祉の仕事に理解と熱意があり、
地域の実情をよく知る方など適任者を推薦していただき、
市民生委員推薦会等を経て厚生労働大臣から委嘱されます。

横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

委員の役割

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域の中で、お困り事や心配事の相談に応じ、
専門機関等につなげる「つなぎ役」としての役割を担っています。

- 相談と情報の提供
- 見守り
- 関係機関への連絡、つなぎ
- 生活支援・調整

民生委員・児童委員、主任児童委員が推薦されるまで

民生委員・児童委員は主に自治会町内会単位の「地区推薦準備会」、主任児童委員は地区連合町内会単位の「連合地区推薦準備会」が開催され、それぞれの準備会で候補者の選出・推薦が行われます。

【 委嘱までのながれ 】

6～8月
地区推薦準備会、連合地区推薦準備会

▼

栄区長

▼

10月
市民生委員推薦会

▼

市長 ⇔ 市社会福祉審議会

▼

11月
厚生労働大臣

地区推薦準備会、連合地区推薦準備会とは

自治会町内会・地区連合町内会・地区民生委員児童委員協議会・その他地域団体などの代表からなる5～10人の推薦人で構成されます。

候補者の年齢要件
（基準日：2025年4月1日）

民生委員・児童委員

68歳までの方
（候補者の選出が困難な場合や再任の場合は74歳まで）
※特例あり

主任児童委員

・新任▸54歳までの方
（候補者の選出が困難な場合は58歳まで）

・再任▸60歳までの方
（候補者の選出が困難な場合は64歳まで）

民生委員・児童委員、主任児童委員に関する問合せ先

栄区役所福祉保健課　運営企画係（新館３階304窓口）
電話：894-6963　FAX：895-1759

ぜひ伝えてください！
民生委員・児童委員の魅力

ありがとうの言葉がうれしい!

見守りを続けた方が転居されるとき、わざわざ家まで訪問していただき、
「これまでありがとう。民生委員さんがいることで励まされました。」と
言っていただけました。
民生委員・児童委員は、温もりのある地域のために
欠かせぬ存在であると思います。

人生を豊かにしてくれました。

自治会長でもある学生時代の同級生から頼まれて、民生委員・児童委員になりました。
民生委員・児童委員は民児協に所属するため、活動のなかで困りごとがあっても、
相談する相手がいて安心できました。
多くの仲間に支えられ、人生が豊かになったと感じています。

関係機関との連携が心強かった。

民生委員・児童委員になるまであまり地域との関わりがなく不安を感じていましたが、
行政や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが
さまざまな場面でバックアップをしてくれて安心しました。
みんなで地域をつくるということを実感できました。

民生委員・児童委員候補者への説明時には、全国民生委員児童委員連合会（全民児連）が作成している
各種パンフレット（有償頒布）もあわせて活用いただければ幸いです。

お問い合わせは下記まで

栄区福祉保健課運営企画係

TEL 045-894-6924　FAX 045-895-1759
E-mail　sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

民生委員・児童委員の候補者探しに携わるみなさま

採してください！

地域の身近な相談相手
～民生委員・児童委員～

Q.民生委員・児童委員とは

A.地域を見守り、地域住民の立場にたって相談に応じる、「地域の身近な相談相手」です。

厚生労働大臣から委嘱される「民生委員」は、自らも地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の見守り、子どもたちへの声かけなどを行う社会福祉の増進に努める人たちで、「児童委員」を兼ねています。
また、民生委員・児童委員は非常勤で特別職の地方公務員であり、生活上のさまざまな心配ごとの相談に応じ、その内容に合わせて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関に“つなぐ”役割を担っています。ただし、「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、具体的な生活支援や金銭の取り扱いを伴う支援を行う立場にはありません。

Q.主任児童委員とは

A.子どもや子育てに関することを専門に担当する児童委員が主任児童委員です。

児童委員のなかでも、とくに子どもや子育て家庭に関することを専門に担当するのが主任児童委員です。担当区域をもたず、学校や児童委員と連携しながら子育て支援や、児童健全育成活動などに取り組んでいます。全国で約2万人が活動しています。
なお、主任児童委員の「主任」は職位ではなく、子どもに関する支援を「主に任ずる」という意味があります。

採してください！

地域の身近な相談相手
～民生委員・児童委員～

制度について

全国共通の制度として、すべての住民が民生委員・児童委員の相談や支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準（一定の世帯数ごと）をふまえつつ、市町村（特別区を含む。以下同じ）ごとに定数が定められています。
民生委員・児童委員は給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています。ただし、委員活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は、「活動費」として支給されます。
民生委員法に規定された要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦、厚生労働大臣が委嘱します。

守秘義務

民生委員・児童委員には、地域住民に安心して相談をしてもらえるよう、民生委員法第15条により「守秘義務」が課せられています。相談内容や個人情報、プライバシーに関することが他にもれることはありません。なお、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）は退任後も守秘義務を負います。

向いている方

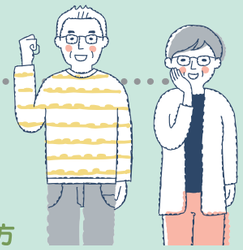

- ✓人と関わることが好きな方
- ✓地域のために何かしたいと考えている方
- ✓委員活動を行うにあたって健康上支障のない方

活動している民生委員・児童委員の多くは、「自分が暮らす地域の力になりたい」「まちに恩返しがしたい」と思っています。地域のために、同じ志をもつ仲間と活動できる方をご紹介ください。
なお、候補者に関する要件等の詳細は、お住まいの自治体の担当者にご確認ください。

働きながら活動する方もたくさんいます！

働きながら活動する民生委員・児童委員は増加傾向にあります。

◎働きながら活動する委員の比率

区域担当委員	主任児童委員
35.3%	56.4%

（全民児連　平成28年「全国モニター調査」より）

民生委員・児童委員は活動日が決められているわけではありません。
都合のつく範囲で無理のない活動ができるよう取り組んでいます。
地域によりますが、たとえばこんな工夫をしています！

- ▶委員同士の連絡にSNSやメールを活用
- ▶民児協の定例会を午前や夜間、休日など参加しやすい時間に実施
- ▶困ったときは先輩委員や行政、社協に相談できる環境づくり

ご紹介いただくうえでの留意点

民生委員・児童委員は、地域住民や関係機関の方がたと信頼関係を築くことが重要であるため、可能な限り継続的な活動をお願いしたいと考えています。候補者を探す際に知っておいていただきたい以下のことについてもご留意ください。

民生委員・児童委員の任期は1期3年です

任期途中で退任された方の後任は、前任者の任期を引き継ぎます。

活動内容は地域によってさまざまです

民生委員・児童委員活動は地域住民の見守りや民児協（同じ地域の民生委員・児童委員の組織）の定例会・研修会出席、自治会や社協などの関係機関・行政との連携などさまざまです。

継続した活動には周囲の理解が必要です

上記のとおり、民生委員・児童委員はさまざまな活動をしています。活動に際しては、ご家族をはじめ、自治会などの地域活動団体、働いている方は会社や上司等の理解が必要不可欠です。

現役の民生委員・児童委員と相談してください

地域で活動する民生委員・児童委員や民児協会長など、現役の民生委員・児童委員にも相談しながら候補者を探してください。

候補者探しに際してお困りの際は自治体へご連絡ください

地域によっては、行政機関として候補者を一緒に探したり、候補者への説明に同行したりといった場合もあります。候補者探しでお困りの際は、お住まいの自治体の民生委員・児童委員担当窓口にご相談ください。

民生委員・児童委員のマーク

現在のマークは1960（昭和35）年に公募で選ばれたものです。
幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員のマーク